

事務連絡
令和2年12月10日

各都道府県消防防災主管部局 御中

消防庁予防課
消防庁国民保護・防災部地域防災室

地震火災対策リーフレットの送付について

平素より、消防行政の推進に御尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

消防庁では、地震時における火災予防対策を推進するため、地震火災を防ぐポイントをイラストとチェックリスト等で示したリーフレットデータを各都道府県庁及び消防本部へ配付しているところです。

今般、地域住民に対し更なる周知を図るために、別添のとおり、消防団の広報活動等において配布することを想定したリーフレットを作成いたしましたので、通電火災をはじめとした地震火災対策の普及啓発について、各種行事、広報等の機会を捉えた本リーフレットの活用をお願いします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知されるようお願いします。

記

1 配布方法について

当庁から、消防団事務を所管する各市町村等に配送します。

なお、各消防団への配布部数は、各市町村等の実情に応じて決定してください。

2 その他

リーフレットの電子データを、消防庁ホームページに掲載しておりますので、必要に応じ、ダウンロードして活用してください。

(URL : <https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/suisin/post-2.html>)

消防庁予防課予防係 担当：吉田・道川 電話 03-5253-7523 消防庁国民保護・防災部地域防災室 担当：伊藤・安藤 電話 03-5253-7561

地震火災を防ぐポイント

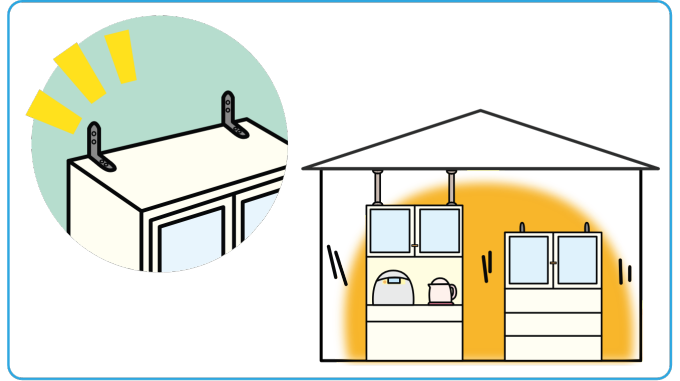
「地震火災対策きちんと出来ていますか？」

事前の対策

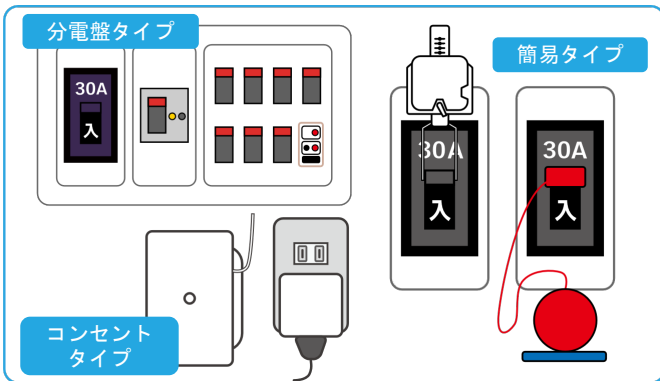
住まいの耐震性を確保しましょう



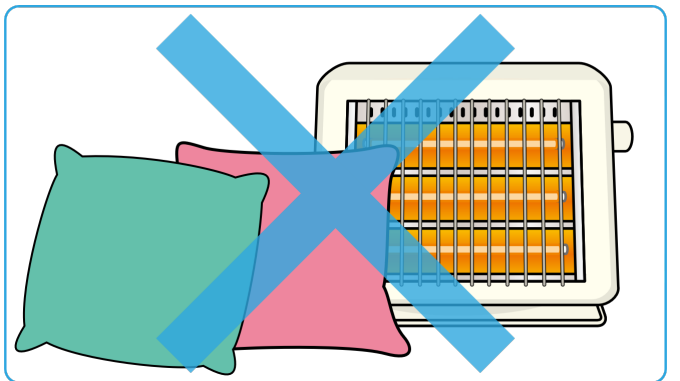
家具等の転倒防止対策（固定）を行きましょう



感震ブレーカーを設置しましょう



ストープ等の暖房機器の周辺は整理整頓し、可燃物を近くに置かないようにしましょう



住宅用消火器等を設置し使用方法について確認しましょう



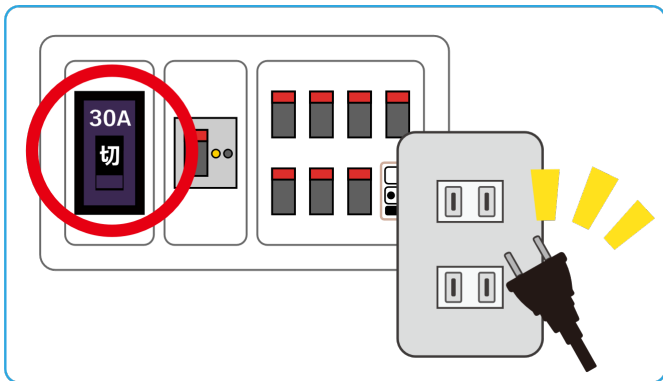
住宅用火災警報器を設置しましょう



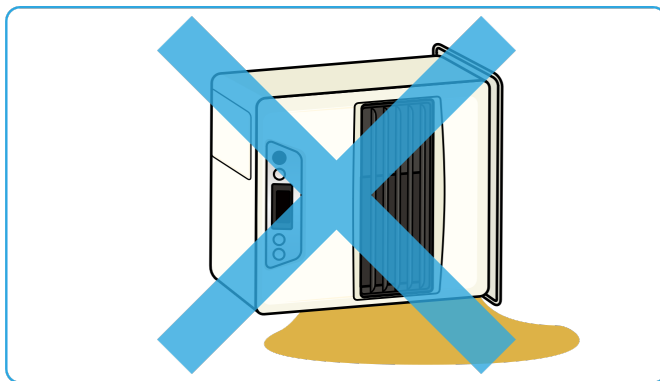
※交換の際は連動型住宅用火災警報器などの付加的な機能を併せ持つ機器へ交換しましょう。
※設置場所については市町村条例で定められています。

地震直後の行動

停電中は電気器具のスイッチを切るとともに、電源プラグをコンセントから抜きましょう
避難するときはブレーカーを落としましょう

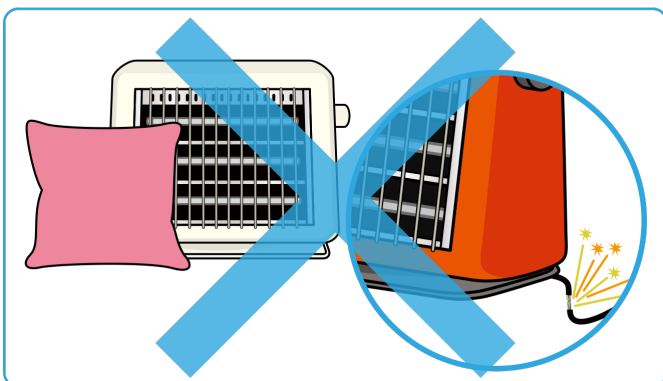


石油ストーブや石油ファンヒーターからの油漏れの有無を確認しましょう

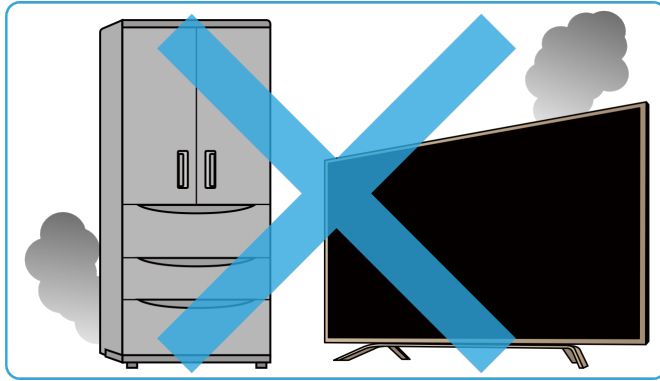


地震発生からしばらくして (電気やガスの復旧、避難からもどったら)

ガス機器、電気器具及び石油器具の使用を再開するときは、機器に破損がないこと、近くに燃えやすいものがないことを確認しましょう



再通电後は、しばらく電気器具に異常がないか注意を払いましょう (煙、におい)



日頃からの対策

消防団や自主防災組織等へ参加しましょう



地域の防災訓練へ参加するなど、発災時の対応要領の習熟を図りましょう



わたし、街を守る人。 消防団員募集

消防団に関する詳しい情報はWEBで 消防団 検索 <https://www.fdma.go.jp/relocation/syobodan/>

消防団員募集の手続などについては、各市町村ごとに定められていますので、居住地(または勤務地)の市役所・町村役場、または最寄りの消防署にお問い合わせください



@FDMA_JAPAN



総務省消防庁
Fire and Disaster Management Agency